令和5年2月21日

総務教育常任委員会会議録

塩竈 市議 会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

令和5年2月21日(火曜日)午後1時00分開会

出席委員(6名)

鎌田礼二委員長

菅 原 善 幸 副委員長

阿 部 かほる 委 員 小 高 洋 委 員

土見大介委員 志賀勝利委員

出席議長団(1名)

山 本 進 副議長

欠席委員(なし)

出席紹介議員(3名)

伊勢由典議員 曽我ミヨ議員

辻畑 めぐみ 議員

説明のために出席した職員(なし)

事務局出席職員氏名

事務局長相澤和広 議事調査係長 石垣 聡

議事調査係主査 工 藤 聡 美 議事調査係主査 梅 森 佑 介

会議に付した事件

請願第5号 消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める意見 書提出についての請願 午後1時00分 開会

○鎌田委員長 ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

傍聴者はおりませんね。

本日の審査の議題は閉会中の継続審査となっております。請願第5号「消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める意見書提出についての請願」の1件であります。

これより議事に入ります。

先ほど一般会議が開催され、請願者からのご意見を伺い、意見交換を行ったところであります。委員長といたしましては、本日は、質疑の後、採決を行いたいと思います。

これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。発言者はおりませんか。 小高委員。

○小高委員 お疲れさまでございます。

ご説明、先ほど委員長のほうからありましたとおり、塩釜民主商工会様と担当ということで 忌憚なく意見交換をさせていただいた中で、やはり1つ、まず周知徹底、理解の部分の問題 と、もう一つは、いわゆる仕入税額控除等との関係で、免税事業者、実際国の制度としてあ る免税事業者というところで、実質、課税事業者となるか、そういったところの選択を迫ら れるということで、アンケートなんかもお示しをいただいて見て、今今スタートできるよう な状況ではないかなということを私としては拝見させていただきました。

そういった点では、今回、延期ということでの請願にはなっておりますが、実際、制度の在り方、あるいは、消費税免税制度、そういった部分を含めて実質的な議論というのがやはり今後必要になるんだろうということも思っていますので、そういった点も含めて、まずは延期という中でどういうふうにやっていくのかというあたりの部分が大事なのかなと思いますので、私としてはまずは採択すべき請願であるかなと思っております。

- ○鎌田委員長 ほかございますか。菅原委員。
- ○菅原副委員長 私も、午前中の意見交換ということで考えさせていただきまして、いろんな問題もあったんじゃないかなという部分でお伺いいたしました。

そこで、やはり今回のインボイス制度については、国の政策として平成28年に税制改革で閣議決定されて、それから、平成28年度の大綱で消費税の軽減税率を導入する、本年10月1日から開始される課税事業者としての申告が3月31日までとされておりますが、現在までに本

市の様々な部分で説明なんかは、インターネット、また、広報、それから商工会議所、それから税務署等で説明を今も行っております。そういった中で、やはり本市の課税の窓口もですね、税務課のほうで資料等、国の資料ですけれども、そこに設置しておりまして、相談窓口としては隣の税務署のほうに案内を丁寧にしているということをお伺いしておりました。

そもそも開始までの準備期間というのは免税事業者への配慮もされているわけで、閣議決定されたインボイス制度でもありますので、その上で延期も求めることについて必要性があるのかということで、やはり市民にもこれからも説明していかなければならない部分も多々あると思いますけれども、やはり今回の制度は国の政策ということの閣議決定されておりますので、そういった部分ではやはりインボイス制度は導入の方向で行くべきではないかなと私は思います。以上でございます。

- ○鎌田委員長 ほかございませんか。志賀委員。
- ○志賀委員 国がやっていることだから間違いないという考えは、これはですね、絶対そうではない。間違っているから、今こうなっているんです。ここ30年間ぐらい日本の経済の成長が止まっているということになるわけですから、やはり地方議会として、そういったところにノーということを地方から伝えるということも必要なのかなと私は感じております。理由どうこうでなくてね。
- ○鎌田委員長 ほかございますか。土見委員。
- ○土見委員 今回、インボイス制度ということで、請願者の方々にご足労いただいてご説明いただきました。その中で、ご苦労されているのは重々ご説明いただいて理解しております。ただ、私としても、このインボイス制度、今後の税制、納税の部分の改革も含めて、あとは、結局、会計業務の在り方も含めて、必要なある程度ワンステップだというふうには考えております。

その中で、今回延期をするかしないかというところなんですけれども、説明不足というところは確かにまだ否めないところはあろうかとは思うんですけれども、まだ若干の猶予がありますし、その後の対応についても、対応する側、それから取引先も含めてまだまだ、段階的にですけれども、激変緩和というか、そういうところの対応も取られているということもありますので、今回延期という請願ではありますが、まだそこまで延期をするという、しなければいけないということではないんだと判断はしております。以上です。

○鎌田委員長 ほかございますか。(「なし」の声あり)

なければ、暫時休憩いたします。

午後1時06分 休憩

午後1時08分 再開

○鎌田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。(「なし」の声あり)

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

請願第5号は採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

- ○鎌田委員長 挙手少数であります。よって、請願第5号は不採択とすることに決定いたしました。
 - 一般会議の報告についてであります。

次に、一般会議の報告書を議長に提出することについてお諮りいたします。

本日開催されました一般会議については、本委員会において議長へ一般会議報告書を提出することとし、報告書の内容を確認するための委員会の開催日程の調整については、正副委員 長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鎌田委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の会議は終了いたします。

午後1時10分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員長 鎌 田 礼 二